

令和3年度予算編成要綱

令和2年8月

武蔵野市

I. 予算編成方針

7月の月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、令和2年7月豪雨等の経済に与える影響や金融資本市場の変動に十分留意する必要がある。」としている。

これまで本市の財政は、歳入の根幹をなす市税収入が堅調に推移してきた。しかし、新型コロナウイルス感染症による社会の大きな変化が市財政に与える影響は大きく、本市の独自策の一つである都市計画税の税率改正により、令和3年度は都市計画税が前年比10億円程度減となることが見込まれる。このほか、個人市民税や法人市民税についても所得や収益の減が想定されており、市税収入の動向には注視しなければならない。

一方歳出は、急速に進行する高齢化への対策や障害者への対策、保育園の待機児童解消などの社会保障の充実と安定化、さらに集中豪雨や東京直下地震などの大規模な災害に備えた防災対策の強化、老朽化が進む公共施設や都市インフラの更新、児童生徒数の増加への対応などに加え、新型コロナウイルス感染症により新たに必要となる対策もあり、こうした様々な課題に積極果敢に取り組む必要がある。

本市の財政は、景気の動向や制度改正により大きな影響を受けるとともに、中長期的に見ても、社会保障をはじめとする様々な財政支出の増加が見込まれ、今後の財政運営は厳しさを増していくことが想定される。

令和3年度は、第六期長期計画の2年目となる。環境の変化に適切に対応し、時には事業の実施手法を変更しながら、第六期長期計画に掲げられた優先事項を着実に推進するとともに、令和3年度から始まる第六次行財政改革を推進するための基本方針に沿った行財政改革を推進していく必要がある。予算編成にあたっては、既存事業の有効性を厳しく検証するとともに、効率的で実効性の高い事業を構築し、新たな課題に対応しながら持続可能な市政運営を行っていくことに、全職員一丸となって取り組まねばならない。

以上を踏まえ、令和3年度は、厳しい事業の選択や見直しを強化するとともに、委託料などの物件費をはじめとする経常的経費の削減など一層の内部努力を実施しながら、限られた財源を効率的に活用して、新たな課題に対応し、かつ市民サービスの向上を図るよう、予算の編成を行うものとする。

記

- 1 令和3年度は、環境の変化に適切に対応しながら第六期長期計画に掲げられた事項を着実に推進するため、新規事業の要求は原則として第六期長期計画に掲げられた事業のみとする。あわせて新型コロナウイルス感染症により新たに生じた対策にも対応しながら、限られた財源を重点的かつ効率的に配分することを基本に予算を編成する。予算の見積り及び要求にあたっては、この予算編成要綱に基づくとともに、国、都の動向に十分留意し、関係機関との連絡及び情報の早期収集に努め、精査して要求すること。
- 2 新型コロナウイルス感染症に伴う本市独自の軽減措置である都市計画税の税率改正や、市税の減収等により、令和3年度はかつてなく大幅な歳入減が見込まれている。全庁的な事務事業の精査を行い経常経費の縮減を図るとともに、事業の年次計画の見直しなどにより経費の節減を図ること。
- 3 令和3年度の枠配分額は、部内で調整する枠内シーリングを実施する。シーリングの規模については、過去の執行率等に基づき、部ごとに設定する。
予算要求額は、この予算編成要綱を遵守したうえで、枠配分額の範囲内に収めることとする。

II. 予算の見積り及び要求にあたっての注意事項

1 一般的留意事項

- (1) 歳入・歳出とも、数量や金額等を的確に把握し、過大過小の見積りとならないよう十分精査して年間予算を編成すること。
- (2) 年度途中の補正は、制度改正を伴うもの、災害等緊急でやむを得ないもの、予算編成の段階で特に協議したもの等とし、事務的経費については原則として認めない。
- (3) 議会や監査委員の指摘事項、採択された請願・陳情、市長への手紙等については十分検討し、適切に対応すること。毎年度指摘されている事項については特に留意すること。
- (4) 不用額を生じさせないよう的確に見積り、計上すること。特に、決算等審査意見書において、複数年にわたり歳出決算における不用額の指摘がある項目については、予算要求を行うに際し精査を徹底すること。枠内の不用額については、他の枠対象経費の不足額と組み替えることができるため、課内、課間でやりくりをすること。なお、不用額の検証が行われていない場合は、査定時において減額の対象とする。

2 経常的経費と政策的経費

(1) 経常的経費

毎年度において、継続的かつ恒常的に支出される経費。

ただし、公園等建設事業、公園等維持管理、道路新設改良事業、環境舗装事業、景観道路事業、区画道路整備事業、街路灯維持管理、橋りょう新設改良事業、下水道事業のうち別途示す事業費については、令和3年度は経常的経費の区分で要求することとする。

(2) 政策的経費

原則として、第六期長期計画に明確に記載された事業かつ令和3年度に実施することが必要な事業にかかる経費で下記のもの。

- ① 令和3年度に新たに実施することが必要な事業費300万円以上の事業
(今までにない新規事業。計画の改定も含む。)
- ② 令和3年度に300万円以上増額することが必要な既存事業
(レベルアップ事業。既存事業において、施策の変更や規模・対象などの拡大・拡充がある場合)
- ③ 事業費300万円未満の新規事業又は事業費増額分が300万円未満のレベルアップ事業で実施の可否等について政策的な判断が必要となる事業

* 令和2年度と連続して実施する事業であっても、実施の可否等について政策的な判断が必要な事業は政策的経費要求書を提出すること。

3 改修・修繕

公共施設の老朽化対策として保全工事を中心に実施することとし、改修・修繕は原則として受け付けない。ただし、安全上の課題等で工事を要する場合には、工事重大箇所要求として要求を受け付ける。なお、要求があった場合でも、施設課の積算前に受付の対象とするかを審査する。工事重大箇所のうち、100万円超の経費が見込まれるものについては、別途発出した事務連絡に沿って施設課に工事見積の作成を依頼すること。

4 歳入に関する事項

(1) 市税

歳入の根幹をなす市税については、その見積りが予算に大きく影響する。社会経済情勢の変化、税制改正の動向、市民所得の状況と課税客体の的確な把握に努めるとともに、収納率の向上を図ること。

(2) 使用料及び手数料

受益者負担の適正化、公平化の観点から、法令、条例等を十分認識して実績を精査して的確に見積るとともに、確実な収入を図ること。

(3) 国庫・都支出金

新型コロナウイルス感染症対策のため、国、都の各種補助金の見直し、削減等が一段と厳しく実施されることが予想される。見積りにあたっては、制度改正や補助率・補助基準の変更、一般財源化等、国・都の動向に十分留意して計上すること。

また、超過負担の解消には引き続き積極的に取り組むこと。新規事業については、当該事業に係る国庫・都支出金について積極的な確保に努めること。

(4) 財産収入

経済情勢等を考慮し、適正な価格を計上すること。

(5) 市債

適債事業のうち確実性のあるもののみ、充当率をよく検討して見積ること。

なお、市債の見積りにあたっては、事前に財政課と協議すること。

(6) 寄附金

武蔵野市ふるさと応援寄附事業の動向を鑑みて計上すること。

(7) その他の収入

その他の収入については、収入源を把握し、実績等を精査して的確に見積ること。

財団法人や民間団体等からの補助金等についても、当該事業に充当が可能か精査すること。また、広告収入等については、本市で既に導入している事業や他市の事例も参考に取組み、歳入増や経費削減に努めること。

5 歳出に関する事項

- (1) 令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられた。積算にあたっては基本的に税率10%で積算すること。

ただし、消費税の軽減税率制度の対象である、酒類・外食・ケータリングを除く飲食料品費、新聞購読料については税率8%で積算すること。なお、積算にあたっては単価、数量の精査を行い、経費の節減に努めること。

- (2) 今後見込まれる社会保障経費の増大や学校施設をはじめ老朽化した公共施設の更新に対応するため、今後の市の財政は厳しい状況となることが見込まれている。

これを踏まえ、委託事業、補助事業については、内容、方法等を再度見直したうえで、予算編成方針に照らし、所要額を見積ること。

また、財政援助出資団体等に対しては、市の財政状況について十分な理解を求めるとともに、安易に市の援助に期待することなく、団体の自主的・自立的な経営改善を求め、一層の効率的経営を図るよう適切な指導監督を行うこと。各主管課においては、内容、金額等を精査した上で、各団体等の事業計画、予算の積算根拠及び令和元年度の決算資料を必ず提出すること。

- (3) 令和元年度及び令和2年度において予算の流（充）用により増・減のあった経費については、過去の実績、実施方法等について十分に精査した上で、予算の組替え等の見直しを行い、年度途中で流（充）用が生じないように配慮するとともに、当初予算要求に脱

漏のないよう注意すること。

流（充）用財源となった費目については、決算額を参考に見直すこと。また、令和3年度においても、人件費、扶助費、補助費等からの流用は認めない方針であるので留意すること。

また、複数年に一度実施するような検査等の事業について、要求漏れがないように留意すること。

- (4) 補助金等については、行政効果等総合的視点から継続的な見直しを行い、交付の目的や補助対象経費、効果などを検証・精査した上で交付金額を積算して要求すること。別に定める「補助金調書及び評価シート」又は「補助金調書」を提出し、交付の根拠や積算の根拠を明示すること。

特に、各種団体等に対する補助金については、団体から提出された補助金の活用実績を明らかにした書類を提出すること。また、補助事業等の計画、収支予算、前年度からの繰越金や留保財源の多寡等を十分に把握し、必要額を適正に見積るとともに、運営費補助については事業費補助への転換を促すこと。

- (5) 物品の購入等については、「武蔵野市グリーン購入推進指針」及び「環境に配慮した製品選択ガイド」に基づき、リサイクル・省エネの推進に努めること。
- (6) 道路・公園・下水道等の計画に示された年次計画の調整を行い、令和3年度以降の単年度経費の抑制を図ること。
- (7) 備品は一件ごとの査定を行う。要求にあたっては、備品一式とせずに、要求内容を具体的に記載すること。
- (8) 令和3年度に新たに債務負担行為を設定するものについては、財政課に連絡すること。なお、武蔵野市公共工事における前金払の対象となる事業を予定している場合は特に留意すること。
- (9) 委託契約については契約の更新時期等にあわせて仕様の見直しを行い、物件費の縮減を図ること。
- (10) 経常的経費の予算要求については枠配分方式で行う。部内での連携を図り、部としての枠配分額の範囲内で調整を行ったうえで要求すること。原則として、本来枠内で予算化すべきものを枠外新規として要求することはできない。
- (11) 政策的経費を含め、枠配分対象外予算については一件ごとの査定を行う。
- (12) 枠配分対象外の経費のうち、指定管理者に対する管理委託料及び性質が扶助費のものについては、過去3カ年の実績を参考に計上すること。
- (13) 本来枠配分対象外としている経費については枠内に計上してはならない。また、使途の明確でない予備費的な予算は認めない。
- (14) 地域主権改革における権限移譲について、移譲されることとなる事務の所管課においては、引き続き予算に適切に反映させるよう対応すること。
- (15) 当該事業に係る歳入のうち、国庫・都支出金が大幅な減額や廃止となる場合は、その事業についてゼロベースで査定を行う。
- (16) 経常的経費の要求入力にあたっては、財務会計システムにおいて消費税率を明記した積算式を入力すること。積算式の入力の際には、総額のみではなく、数量、単価等を明記すること。
- (17) 会計年度任用職員（パートナー職員）の報酬は「R3年度会計年度任用職員（月額）報酬等算出シート」を用いて算出し、期末手当、社会保険料等の要求漏れがないようにすること。
- (18) 土地家屋の賃貸借契約を新たに締結又は更新する場合は、相手方との交渉に入る前に資産活用課に相談すること。

Ⅲ. 枠配分方式について ※「令和3年度 予算要求の手引き」も参照すること。

1 内容

- (1) 政策的経費、給与関係費などを除いた経常的経費を枠配分対象額とし、財政課で額を決定する。
- (2) 各部長の権限で、枠配分額の範囲内に予算要求額を収めることとし、その範囲においては、原則として財務部長査定は行わない。ただし、合理的理由がない場合、又は広告料等で賄える場合は減額することがあるので留意すること。
- (3) 部全体で事務事業の見直しを再度行うことにより、その経費を他の事務事業や他の課の事務事業に配分することを可能とする。

2 枠配分の対象と対象外経費

枠配分の対象は経常的経費とする。具体的には次の経費を除いた経費とする。

- (1) 政策的経費
- (2) 給与関係費（正規職員、議員、委員、非常勤特別職及び会計年度任用職員（パートナー職員、アシスタント職員共））
- (3) 電気料のうち「公共施設における電力契約のPPS事業者への切り替え」に係るもの
- (4) 賃借料のうち土地・建物に関するもの
- (5) 指定管理者に対する管理委託料
- (6) 補助金及び交付金
- (7) 性質が扶助費のもの
- (8) 各会計間の繰出金
- (9) 公債費及び予備費
- (10) 積立金
- (11) その他財務部長が特に認めた経費
*100万円以上300万円未満の新規事業等については、「(11) その他財務部長が認めた経費」として取り扱う。

3 枠配分額の算定方法

- (1) 枠配分額の算定は、令和2年度予算の経常的経費を基礎とする。これには、令和元年度の概算要求事項で、令和2年度から経常的経費となったものを含む。
また、令和3年度予算編成においては、前年度からの予算の持越しは行わない。
- (2) 令和2年度の概算要求事項で、令和3年度には経常的経費となるものについては、枠対象外とし、一件ごとの査定を行う。
- (3) 令和2年度までで事業を終える（又は大きく減額になる）もの、令和元年度決算において特段の理由なく多額の不用額が生じたもの（流用財源となったものも不用額とみる。）については、枠配分額を減額する。
- (4) 令和2年度と比較して、必然的に減が見込まれるもの（令和2～3年度にリース切れ（再リース）を迎える事業、サンセットにより令和2～3年度中に終了する事業）については、枠配分額を減額する。

4 特別会計

枠配分方式は、部長の裁量により予算編成を行う制度であるため、特別会計についても一般会計と合算して枠を形成する。ただし、次のものに限る。

- ・ 国民健康保険事業会計のうち1款総務費及び4款保健事業費

- ・ 後期高齢者医療会計のうち1款総務費及び3款保健事業費
- ・ 介護保険事業会計のうち1款総務費

5 予算持越し制度

これまで、枠配分額として財政課が提示した額と、実際の予算要求額の差額について、1/2を上限として翌年度の枠配分額に加算していたが、令和3年度予算編成においてはこの加算を行わない。

IV. 提出方法及び今後の日程

1 提出書類及び期限

(1) 経常的経費 (提出先：財政課)

- ① 枠配分総括表 (部長決裁済みのもの) 提出期限 : 9月15日(火)17時(厳守)
- ② 財務会計システムへの入力期限 : 9月15日(火)17時(厳守)
- ③ 補助金調書・評価シート提出期限 : 11月27日(金)17時(厳守)

* 財務会計システムから出力する予算要求書(紙ベース)の提出は不要とする。ただし、各部の企画調整担当課が調整・取りまとめ、各部の部長決裁を受けること。

(2) 政策的経費 (提出先：企画調整課)

- ・ 政策的経費要求書 提出期限 : 9月30日(水)17時(厳守)

(3) 改修・修繕 (提出先：企画調整課)

- ・ 改修・修繕要求書 提出期限 : 9月30日(水)17時(厳守)

2 予算査定日程等(予定)

(1) 経常的経費査定 9月16日(水)～12月16日(水)

(2) 内 示 政策的経費内示 : 11月27日(金)

予 算 内 示 : 12月17日(木)

※ 18節補助金については1月にさらに査定が入る可能性がある。

(3) 財務部長査定復活要求提出〆切 12月21日(月)正午(厳守)

(4) 財務部長査定復活要求査定 12月24日(木)、12月25日(金)

3 その他

職員ポータルの電子キャビネットに用意している、単価表等の関連資料、関連フォーマット必ず参照の上、予算要求をすること。